「いいたてのうし」ブランド再興検討調査事業についての募集要項

2025年5月12日 公益社団法人 福島相双復興推進機構 営農再開グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構(以下、「委託者」という。)では、「いいたてのうし」ブランド再 興検討調査事業を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的 (概要)

福島原子力発電所事故の被災地である飯舘村においては、事故の影響により村の基幹産業であった畜産業が大変な打撃を受け、現在においても風評被害などの影響を受けている。今後さらに復興を促進するためには、「いいたてのうし」ブランドの再興が必要と考えられる。再興のためには、現在の畜産業を取り巻く各種の課題に対応したうえで、他の和牛ブランドとの差別化を図りながら、村内和牛生産者の参加が容易となる新たなブランドの要件を定め、付加価値を高めることのできるブランドの在り方を検討することが必要である。

このため、本事業において、畜産業を取り巻く課題解決を果たしつつ、持続可能なブランドの枠組みを形成し、地域に根付かせるために必要な項目について専門家の意見を交え、地域の畜産農家等と一緒に検討する検討委員会を運営する。併せて、ブランドの付加価値を高める方法の検討材料として飯舘村内で放牧の実証事業を実施する。

2. 事業内容

(1) 件名

「いいたてのうし」ブランド再興検討調査事業

- (2)業務内容
 - ① 専門家によるブランド再興に向けた検討委員会の運営
 - (a) 委員の選定、検討項目の決定
 - (b) 委員会資料の作成
 - (c) 委員会開催に関するロジ
 - (d) 議事録及び提案用資料の作成 等
 - ② 実証事業の運営
 - ③ 定例会議
- (3)業務期間

2025年6月上旬(契約締結日) ~ 2026年2月20日(金)

(4)納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4F 公益社団法人福島相双復興推進機構 営農再開グループ 調整課

3. 応募資格

本事業の申請者は、次の要件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 委託者からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に委託者との契約を解除されている者ではないこと。なお、コンソーシアム形式による申請は認めない。

4. 応募をする上での心構え

無断複製・転載禁止 関係者限り 公益社団法人福島相双復興推進機構 関係者限り 2025年5月

- (1) 申請者は、応募にあたり、委託者が支援する農業者が福島原子力発電所事故により被災された農業者であることを認識するとともに、本件を受託した際には、農業者が被災された後に御苦労された状況を十分に理解した上で支援を進めなければならない。
- (2) 申請者は、本件が、営農再開、農地の貸借等、農業者が抱える課題解決を支援する公益活動を支援するものであるという自覚を十分認識した上で支援を進めなければならない。
- (3) 申請者は、本件を受託した際には、本件を行う従事者に対し、本項(1)(2)について周知徹底 させなければばらない。

5. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日:

2025年5月12日 (月)

提案書・見積書の締切日:

2025年6月12日 (木) 12時 (正午) 必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限:

2025年5月19日(月)17時迄(必着)

質問表(様式3)に質問事項を記載のうえ、下記9.記載のE-mailアドレスへ送付すること。

回答掲載予定日:

2025年5月21日(水)以降

委託者ホームページ (https://www.fsrt.jp/procurement) に回答を掲載する。

(3) 参加表明

参加表明期限:

2025年5月28日 (水) 17時迄 (必着)

参加表明は、下記9. 記載E-mailアドレスに回答すること。

参加表明が無い申請者からの応募は受け付けない。

(4) 応募書類

- ① 以下の書類を(6)により提出すること。
 - 申請書(様式1)
 - ・見積書(書式任意 様式2)
 - ・提案書(書式任意)
 - ・実施体制 (書式任意)
 - ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
 - ・直近の財務諸表
 - ・業務委託契約書(案) ※代案がある場合
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。 なお、応募書類は返却しない。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。
- (5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出すること。

※資料に不備がある場合は審査対象とならないので、記入要領等を熟読の上、注意して記入する こと。

※一度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となるため、10MBを超える場合は複数回に分けて送信すること。

(6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および委託者双方 の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書(案)ならびにその他の添付書類、および入札者・ 委託者間で行われた情報提供による秘密情報(個人情報を含む。)についても同様の扱いとする。

6. 審査について

無断複製・転載禁止 関係者限り 公益社団法人福島相双復興推進機構 関係者限り 2025年5月

(1) 決定方法

入札者の価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価の方法によって得られた数値の最も 高い者を落札者とする。

(2) 審查方法

審査にあたっては、審査委員会等により審査を行い決定する。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを行う。

(3)審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 3.の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価する。
- (4) 採択事業者の決定及び通知について

採択事業者とされた申請者については、委託者のホームページで公表するとともに、当該申請者に対 しその旨を通知する。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 委託候補先とされた申請者について、委託者と提案者との間で委託契約を締結する。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、委託者との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となる。 業務委託契約書(案)に対する代案(修正要望)がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせ て、当該代案を提出すること。この場合、添付の業務委託契約書(案)を基にWordの校閲機能等を使用 し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合に は、委託契約の締結ができない場合がある。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守を依頼することがある。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

- ① 事業の目的、内容、および実施方法
- ② 事業実施計画
- ③ 事業実施体制
 - ※ 詳細については「評価項目一覧」を参照すること。なお、当該「評価項目一覧(評価の観点)」の各項目に対して、提案書から内容が読み取れない項目の評価は0点とするので、明確に記載すること。

(2) 見積書

見積書様式(様式2)を参考に作成すること。

人件費

事業費

再委託 (外注費)

一般管理費

- ※ 再見積内訳書には、作業内容、工数(単位:時間(h)・回 等)、費用を明記すること。
- ※ 業務実施のために交通費、出張費(宿泊費・日当)、調査費(資料購入・外部リサーチ機関 利用)(以下、総称して「経費等」という。)が必要となれば見積書に含めること。
- ※ 委員への謝金、交通費についても見積書に含めること。
- ※ 委託する場合には、提案書にその範囲(再委託先の名称・経歴、業務内容等)を明確に記載 すること。
- ※ 一般管理費率は、原則として再委託費(外注費)を除く費用の10%以内とし、10%を超える場合は、その理由(根拠)等を記載すること。

無断複製・転載禁止 関係者限り 公益社団法人福島相双復興推進機構 関係者限り 2025年5月

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4F

公益社団法人 福島相双復興推進機構 総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当: 高橋、加納

E-mail: <u>kikou-koubo_1@fsr.or.jp</u>

電話:070-3813-6977

問い合わせは、原則として電子メールで行うこと。

以上

公益社団法人福島相双復興推進機構 宛て

「いいたてのうし」ブランド再興検討調査事業 申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	